

中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の枠組み

1 計画策定の趣旨

- ◇ 令和2（2020）年度をもって現計画である「第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画」の計画期間が終了となるため、施策の進捗状況、新たな法制度の動き、障害者の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題を踏まえ、「第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」を策定します。
- ◇ 上記の2計画とともに「中央区障害者計画」を一体的に策定し、障害者福祉のさらなる推進を図ります。

2 計画の位置付け

- ◇ 障害者基本法第11条に規定する「区市町村障害者計画」
- ＜参考＞平成7年5月に障害者対策推進本部より出された市町村障害者計画指針において、計画に盛り込むことが望ましい項目として次の1～5の項目が示されています。

図表 計画に盛り込むことが望ましい項目

1. 基本的な考え方	障害者計画の趣旨、障害者施策の基本理念、基本目標、計画の期間、施策の重点課題等の基本的な考え方の設定
2. 現状と問題点の把握	障害者等の現状を既存資料、調査等により把握 ・人口構造 ・障害者の状況 ・障害者の世帯・居住状況 ・障害児の就学状況 ・障害者の雇用・就業状況 など
3. 施策の体系化と相互連携	・施策の体系化 ・施策相互の連携・ネットワーク化
4. 各種施策の課題・目標と具体的な施策	地域の障害者ニーズを十分に把握し、計画内容の具体化を進める 【各施策分野のポイント（案）】 ・啓発広報活動 ・相談活動及び情報収集・提供 ・教育 ・スポーツ・レクリエーション及び文化活動 ・障害者向け住宅の供給等 ・公園、水辺空間等オープンスペースの整備 ・防犯・防災対策 ・ボランティア活動 ・保健・医療・福祉サービス ・雇用・就業 ・総合的な福祉のまちづくり ・建築物の整備 ・移動・交通手段 ・国際交流・国際協力
5. 計画の実施状況のフォロー体制	計画の推進体制及び実施状況の把握、点検方法等を設定

- ◇ 障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第88条で「市町村障害福祉計画」に定める事項として記載されていること
【必須】 ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
【努力】 ①障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ②障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- ◇ 児童福祉法第33条に規定する「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第33条で「市町村障害児福祉計画」に定める事項として記載されていること
【必須】 ①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
【努力】 ①前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ②前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- ◇ 「中央区基本構想」、「中央区基本計画2018」、社会福祉法に基づく中央区の地域福祉計画である「中央区保健医療福祉計画2020」および関連する計画との整合性をもった計画
- ◇ 成年後見制度利用促進法第14条に規定する「市町村計画」

3 計画の期間

【中央区障害者計画】

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間

【第6期中央区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間

図表 計画期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
中央区障害者計画	障害者計画（R3～R8）					
中央区障害福祉計画・ 中央区障害児福祉計画	第6期・第2期 （R3～R5）			第7期・第3期 （R6～R8）		

4 計画の策定体制

本区では、地域の障害者などへの支援体制を充実・強化していくため、障害者総合支援法に基づく「中央区自立支援協議会」を設置しています。本計画は、中央区自立支援協議会および各部会に意見を聞きながら策定します。

図表 計画の策定体制

